

第2章 教育情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、本市教育委員会及び各学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教育ネットワーク

本市の学校教育において情報資産を扱う通信回線やルータ等の通信機器で接続し、情報を伝達するための仕組みのことをいう。

(2) 教育情報システム

本市の学校教育において使用される パソコン、ソフトウェア及び記録媒体等で構成され情報処理を行う仕組みのことをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産を脅威（自然災害、機器障害、悪意のある行為等の損失を発生させる直接の要因をいう。）から保護し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報に接続することを認められた者だけが、情報に接続できる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報に接続することが認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報に接続できる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、水害、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

本基本方針が適用される機関は、本市教育委員会及び各学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産の範囲は次のとおりとする。

① 教育ネットワーク、教育情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

- ② 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③ 教育情報システムの仕様書及び教育ネットワーク図等のシステム関連文書

5 教職員の遵守義務

教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを確保するため、次の各号に掲げる情報セキュリティを確保するため、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 組織体制

本市教育委員会及び各学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市教育委員会及び各学校が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

教育情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

教育ネットワークの監視、本ポリシーの遵守状況の確認等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための対策を講じる。

(7) 評価・見直し

本ポリシーの順守状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

7 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本ポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、本ポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たに対策が必要となった場合には、適宜本ポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

情報セキュリティ対策、教育情報セキュリティ監査、自己点検及び必要に応じて本ポリシーの見直しを実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める「教育情報セキュリティ対策基準」を策定する。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市教育行政に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。